

# 「中野区中高層建築物の建築に係る予防と調整に関する条例」に基づく 届出が電子申請できるようになりました

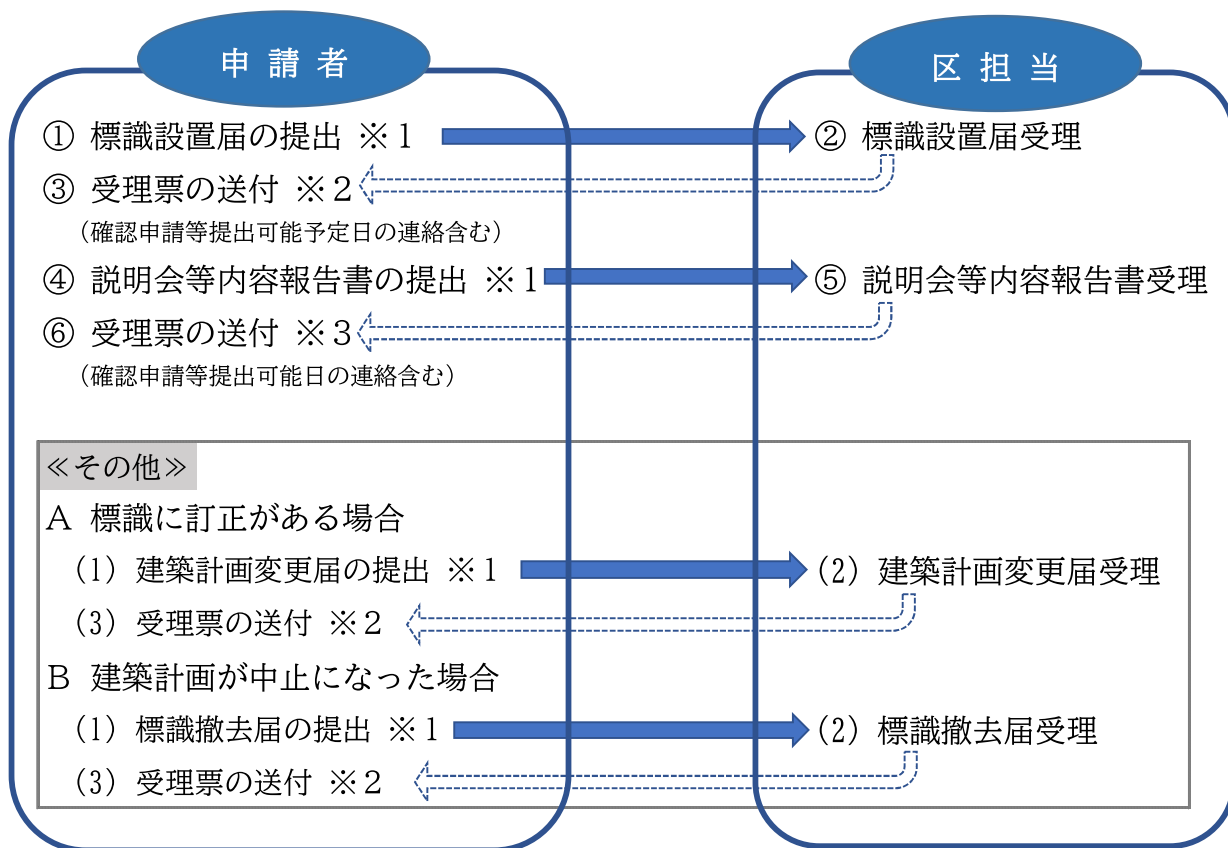
「東京共同電子申請・届出サービス」より、以下の届出が提出できるようになりました。

## 1. 電子申請できる届出

- (1) 標識設置届
- (2) 説明会等内容報告書
- (3) 建築計画変更届
- (4) 標識撤去届



## 2. 手続きの流れ



- ※1 標識設置届等を提出する場合は、IDとパスワードの登録が必要となります。また、申請完了時に「到達番号」、「問合せ番号」が表示されますので必ずご確認ください。システム上から申請状況や受理票の確認をする場合にID、パスワード、到達番号及び問合せ番号が必要となりますので、必ず記録してください。
- ※2 標識設置届等の受理が完了した場合、システム上の申請画面へ受理票が送付されます。受理票には、受付番号、確認申請等提出可能予定日や連絡事項が記載されておりますので、必ず受理票の内容をご確認ください。ただし、訂正等がある場合は、ご登録いただいたメールへ連絡する場合があります。
- ※3 説明会等内容報告書の受理が完了した場合、システム上の申請画面へ受理票が送付されます。受理票には、確認申請等提出可能日や連絡事項が記載されておりますので、必ず受理票の内容をご確認ください。また、この受理票は、必ず確認申請等の提出時に添付してください。ただし、訂正等がある場合は、ご登録いただいたメールへ連絡する場合があります。
- ※4 受理日は、届出書類を区が全てそろっていると確認できた日となります。そのため、受理日と届出日とは違うことがあります。また、土、日、祝日に届出された場合は、翌開庁日に確認となるため、受理日は届出日とは異なりますので、ご注意ください。
- ※5 電子申請による届出の提出後は、確認のため、中野区都市基盤部都市計画課建築調整係（TEL 03-3228-6524）までご連絡下さい。